教　生　学　第　５　号
令和４年（2022年）４月４日

各　　教　　育　　局　　長
各　　道　　立　　学　　校　　長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）　様
（　各　市　町　村　立　学　校　長　）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長　泉　野　将　司

「北海道ケアラー支援条例」の制定について（通知）

このことについて、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援担当課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

つきましては、各学校において、教職員に周知するようお願いいたします。

なお、条例上、ヤングケアラーはケアラーのうち18歳未満の者と定義されており、18歳に到達した場合はヤングケアラーの定義から外れるものの、ケアラーである場合は、その状況に応じた適切な支援が必要です。そのため、特に就学中である場合においては、ヤングケアラーと同様、教育の機会の確保はもとより、ヤングケアラーに準じた支援が必要となることに留意願います。

また、次のＷｅｂページにて、教職員の理解を深めることができるよう、校内研修等で活用できる資料のほか、児童生徒が利用できる相談窓口を掲載しておりますので、学校便り等で周知いただくようお願いします。

〔道教委Ｗｅｂページ〕
○　ヤングケアラーについて

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html

（企画・調整係）

写

子 ど も 第　5404　号
令和４年（2022 年）３月 31 日

教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長　様
総 務 部 教 育 ・ 法 人 局 学 事 課 長　様

保健福祉部子ども未来推進局
子ども子育て支援課自立支援担当課長

「北海道ケアラー支援条例」の制定について

このことについて、本条例の制定に当たっては、令和３年 11 月 29 日から実施したパブリックコメントの結果を踏まえて、令和４年北海道道議会第１回定例会に条例案を提案していたところですが、３月 24 日に議決され、本日付の北海道広報へ掲載をもって公布されたのでお知らせします。（施行日　令和４年４月１日）

つきましては、各教育局、各道立学校、各市町村教育委員会及び各学校校長会等の関係団体に関係資料を送付いただき周知くださいますようお願いします。

記

１　送付資料

（１）北海道ケアラー支援条例（北海道条例第２号）　別添①
（２）北海道ケアラー支援条例（条例の構成）　別添②
（３）北海道ケアラー支援条例（概要資料）　別添③
（４）北海道ケアラー支援条例関連事業（概要）　別添④
（５）北海道ケアラー支援条例関連事業（内容）　別添⑤

２　その他（ヤングケラー支援の推進に当たっての留意事項）

ヤングケアラーのうち、18 歳に到達した方に対しても、その状況に応じた適切な支援が必要となります。特に就学中である場合においては、他の生徒区別する理由はなく、教育の機会の確保はもとより、ヤングケアラーと同様の支援が必要となりますので、ご留意願います。

児童相談係
担当：西村
内線：25－775

別添①

北海道ケアラー支援条例をここに公布する。

令和４年３月 31 日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道条例第２号

北海道ケアラー支援条例

目次

第１章　総則（第１条－第９条）

第２章　ケアラー支援に関する基本的施策（第 10 条－第 15 条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ケアラー　高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

⑵　ヤングケアラー　ケアラーのうち、18 歳未満の者をいう。

⑶　関係機関　介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。

⑷　支援団体　地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援

を行うものをいう。

（基本理念）

第３条　ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。

２　ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

３　ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。

４　ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（第 13 条において「ケアラーによる援助を受けている者等」という。）に対する支援と一体的に行われなければならない。

５　ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

２　道は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行うものとする。

３　道は、第１項の施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとする。

（道民の役割）

第５条　道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

２　道民は、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、その勤務の体制を定めるに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

３　関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

第８条　教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

２　教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（支援団体の役割）

第９条　支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

第２章　ケアラー支援に関する基本的施策

（推進計画）

第 10 条　知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方

⑵　ケアラー支援に関する具体的施策

⑶　前２号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

３　知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（普及啓発の促進）

第 11 条　道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、それぞれが果たすべき役割及びケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等）

第 12 条　道は、ケアラーの早期発見に向けて、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体の間の情報の共有並びに必要となる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、

市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

２　道は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

（ケアラーを支援するための地域づくり）

第 13 条　道は、公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、ケアラーが必要な支援を受けて安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 14 条　道は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第 15 条　道は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道ケアラー支援条例の構成

別添②

第１章　総則

目的
○ ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

定義
○ ケアラー　高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
○ ヤングケアラー　ケアラーのうち、18 歳未満の者
○ 関係機関　介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
○ 支援団体　地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラーへの支援を行うもの

基本理念
○ ケアラーへの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らせるように行う。
○ ケアラーへの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行う。
○ ケアラーへの支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるように行う。
○ ケアラーへの支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族に対する支援と一体的に行う。
○ ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行う。

道の責務
○ 本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
○ 市町村がその地域の特性及び実情に応じ、条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう助言その他の必要な支援を行う。
○ 市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図る。

道民の役割
○ ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努める。
○ ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努める。

事業者の役割
○ ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努める。
○ ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、勤務体制への配慮、ケアラーへの支援に関する情報の提供その他の必要な支援に努める。

関係機関の役割
○ ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努める。
○ ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努める。
○ 支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援に努める。

教育に関する業務を行う関係機関の役割
○ ヤングケアラーと関わるものは、当該ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努める。
○ ヤングケアラーと関わるものは、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努める。

支援団体の役割
○ 適切かつ効果的にケアラーへの支援を行うとともに、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努める。

第２章　ケアラー支援に関する基本的施策

推進計画
○ ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定める。

普及啓発の促進
○ ケアラーが必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、ケアラーへの支援の必要性等について普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等
○ ケアラーの早期発見に向け、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体の間の情報の共有並びに必要となる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずる。
○ ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使でき、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努める。

ケアラーを支援するための地域づくり
○ 公的な介護等に関するサービスが効果的に利用され、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずる。

推進体制の整備
○ ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

財政上の措置
○ ケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

その先の、道へ。北海道
Hokkaido, Expanding Horizons.

北海道ケアラー支援条例

令和４年４月１日 施行

別添③

目的（第１条）

ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

定義（第２条）

(1) ケアラー　高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
(2) ヤングケアラー　ケアラーのうち、18歳未満の者
(3) 関係機関　介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
(4) 支援団体　地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うもの

基本理念（第３条）

(1) ケアラー個人の尊重、孤立の防止
(2) ケアラーの年齢や状況に応じた適切な支援
(3) 道、市町村、道民、関係機関等が連携した支援
(4) 家族（要介護者）とケアラーへの一体的な支援
(5) 子どもの権利・利益の尊重、教育の機会確保

道の責務、道民・関係機関等の役割(第４-９条)

(1) 地域の実情に応じた施策の実施・市町村への支援
(2) ケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関の連携
(3) 従業員の勤務への配慮・必要な支援
(4) 業務を通じたケアラーへの支援の必要性の把握・支援

ケアラー支援に関する基本的施策（第10－15条）

推進計画の策定
ケアラー支援を総合的かつ計画的に推進

(1) 普及啓発による道民理解の促進
(2) ケアラーの早期発見及び相談の場の確保
(3) ケアラーを支援するための地域づくり

その先の、道へ。北海道 Hokkaido Expanding Horizons.

北海道ケアラー支援条例関連事業 （R４年度）

別添④

目的　全てのケアラー・ヤングケアラーとその家族等が孤立することなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、一人ひとりの事情に合った支援へつなげることができるよう、本条例に基づくケアラー支援を推進する。

普及啓発

啓発資材の作成
ポスター、リーフレット等の配付
（6,985千円）

シンポジウムの開催
認知度向上のためのシンポジウム開催
（869千円）

多様な媒体による広報
道のウェブサイト、ツイッター
包括連携協定による企業の協力

相談支援体制

関係機関職員向け研修
ケアラーの相談に応じる人材の育成
※ 振興局ごと　（11,471千円）

児童福祉関係職員研修
普及啓発や早期発見を目的とした研修
（1,342千円）

ヤングケアラーコーディネータ配置
適切な支援に繋ぐための連携を促進
（8,121千円）

ＳＣ・ＳＳＷ派遣の重点化
支援が必要な生徒の在籍校に派遣
(6,306千円)

地域づくり

市町村へのアドバイザー派遣
地域のケアラー支援体制の構築
（2,643千円）

オンラインサロンの開設
ヤングケアラー同士の悩み相談
（6,241千円）

小・大学生の実態調査
実態調査の拡充(中高生はR3実施)
（1,597千円）

連絡協議会の設置
セミナーや協議等による連携体制構築
（224千円）

令和４年度　ケアラー支援条例関連事業

別添⑤

項　　目	取 組 内 容	予算額(千円)
【ケアラー全般】		
啓発資材の作成	○　ポスター、リーフレット、ステッカー(15cm×10cm 程のシール)を作成の上、市町村、社協、相談支援機関、学校、医療機関やコンビニ、スーパー等に配付し、条例の主旨等を広く周知。	6,985
シンポジウムの開催	○　ケアラー支援への理解を深めるためのシンポジウムを開催。（年１回、札幌開催＋ネット放映）	869
関係機関職員向け研修	○　ケアラーからの相談に応じる職員を育成するため、14 振興局で分野別（高齢・障がい・地域福祉）に、市町村、社協、相談支援機関、民生委員、医療従事者などを対象とした研修会を開催。	11,471
市町村へのアドバイザー派遣	○　市町村におけるケアラー支援体制の構築に向けた助言、会議等への参加、連携強化のための研修開催、住民向けの講演による地域づくりの推進等を目的としたアドバイザーの派遣。	2,643
【ヤングケアラー】		
研修の実施	○　管内の関係者（市町村、福祉関係者等）に対して、普及啓発や早期発見を目的とした研修会を開催する。	1,342
ヤングケアラーコーディネーターの配置	○　教育機関等の関係機関や地域住民などからのヤングケアラーに関する連絡等を受け、また、ヤングケアラーやその家族を適切なサービスを行う窓口につなげるため、支援の必要なヤングケアラーや家族を市町村などと連絡調整を図る。 必要に応じて、関係者に支援に係る技術的助言･指導を行う。	8,121
相談窓口の開設 オンラインサロン	○　道内におけるヤングケアラーに関する相談業務を実施する窓口を設置。 ○　ヤングケアラーの精神的な負担軽減を図ることを目的に、当事者同士で悩みや経験を共有できる交流の場をオンライン会議ツール等を用いて実施する。	6,241
小・大学生の実態調査	○　国の調査結果、有識者会議の意見を踏まえ、小、大学生の実態調査を実施。	1,597
SC･SSW 派遣の重点化	○　支援が必要な生徒の在籍校に、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーを重点的に派遣。 ○　学校要請に応じた派遣のほか道教委判断によるアウトリーチ型支援も実施。	6,306
連絡協議会の設置	○　ヤングケアラーへの支援について、有識者によるセミナーや関係者による協議等を通じて理解を深め、地域における連携した取組を推進。[構成 SC･SSW･市町村教委･道教委･児相･保福 等]	224